

平成28年度
第4回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成28年11月29日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成28年度第4回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター 5階 美術・視聴覚室に招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 農地利用最適化推進委員に係る募集要項等について

その他 農業者と農業委員の対話会について

<出席委員> (30人) ※ 番号は議席番号

1番	長谷川 政 美	2番	猪 野 幹 夫
3番	大 塚 久	4番	鈴 木 武 夫 (農地部会長)
5番	小 林 正 明	6番	石 橋 幹 男
7番	笠 川 泰 雄	8番	植 草 隆 晴
9番	浅 川 政 明	11番	竹 下 洋 一
12番	宮 崎 一 雄	13番	野 崎 好 知 (会長)
14番	小 川 正 義	15番	中 村 公 江
16番	田 中 和 夫	18番	伊 原 茂 久 (農業振興部会長)
19番	花 島 豊 勇	20番	安 井 誠 一
21番	高 澤 義 信	22番	蛭 田 浩 文
23番	橋 本 泉	24番	小 川 友 安
26番	中 島 賢 治	27番	西 郡 高 夫
28番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)	29番	小 川 隆 良
30番	浅 尾 孝	31番	石 井 一 也
33番	近 藤 千鶴子	34番	市 原 孝

<欠席委員> (4人)

10番	武津岡 広 治	17番	長谷川 功
25番	齊 藤 元 治	32番	小 川 政 二

<事務局出席者>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	管理班主査	平 山 和 利
農業振興班主査	小 川 剛	農地審査班主査	福 島 悟
主任主事	金 親 一 史		

(開会 午後3時)

議長

ただ今より、平成28年度第4回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。本日の出席委員は、34人中30人で総会は成立しております。

はじめに日程第1「議事録署名人の選任について」ですが、議席順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 23番 橋本 泉 委員

議席番号 24番 小川 友安 委員

のご両名をお願いいたします。

非公開の審議となりますので傍聴人はおりませんが、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地利用最適化推進委員に係る募集要項等についてでございます。

事務局、説明をお願いします。

朝生事務

事務局長の朝生でございます。よろしくお願いいたします。

局長

座って説明させていただきます。

総会議案の内容につきましては、右肩に1から4が振ってある書類の方で説明をさせていただきます。初めに右肩1と書かれておりますものをお願いいたします。議案第1号 農地利用最適化推進委員に係る募集要項等についてのご説明でございます。農業委員、それから農地利用最適化推進委員については、3月中旬から4月中旬にかけて募集を行なうこととなります。については10月28日に開催いたしました

た農業振興部会で、募集要項等の案を決定いたしました。その概要についてまず1でご説明します。冒頭に前提として農業委員の選任につきましては、市長事務になります。従って農業委員の募集要項等につきましては、今回ご覧いただいております、農地利用最適化推進委員とほぼ同様でございますが、農業委員会総会でお諮りしていくのは、農業委員会で募集をする、農地利用最適化推進委員になります。

ちなみに農業委員も私どもが中心になっておりますが、農業委員の募集につきましては、今申しましたが市長事務となりますので、農政部の農政課が窓口になってまいります。

それではご説明をさせていただきます。まず1の募集の概要でございます。ご承知のとおり今回から全員公募となったところでございまして、応募資格につきましても法律どおりという形になります。ここに記してありますように、農業委員については、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者ということで、農地利用最適化推進委員の方については、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者、これは全て法律どおりですが、こういったことで従前のような農業従事要件、年齢制限等はございません。つまりどなたでも応募はできるということになります。

募集時期ですが、先程申しましたとおり、3月中旬から1か月間に農業委員も農地利用最適化推進委員も同時に募集します。そして以前ご説明いたしましたとおり、農業委員も農地利用最適化推進委員も両方の応募は可能でございます。ただやれるのはどちらかになります。

応募書類は基本的に法律及び政令に定められたとおりでして、氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者等であるか否かの別が、農業委員の応募には必要になってきます。また、応募の理由について短い文章を書いていただくこととなります。

そして、応募状況の公表も法律等で定められておりますが、1か月の募集期間の丁度中間地点、1か月が終わって締め切った終了時の段階で、推薦若しくは応募の内容をホームページ等で法律によって公表することとされておりまして、住所と電話番号以外の全てが公表されるかたちになります。

次に、広報・啓発ということで市政だよりの1月15日号に募集のご案内を載せる予定でして、更に同じ頃、農業委員会だよりに臨時で公募の特集号を出すこと予定しています。また、ホームページやポスター等と市内5、6か所で地域における説明会を開催してまいります。場所としましては、皆さんがお集まりやすい交通の利便などを考えて、コミュニティセンターの様なところ、若しくは農協の会議室等を今予定しているところでございます。

続いて、選考委員会ですが応募された方に対する選考については、市内部の関係部局の部課長等で構成する内部委員によって選考してまいります。

その選考の方法ですけれど、点数制で1次選考と2次選考で100点満点で評価をし、高得点の方で、かつ認定農業者の方から順にその段階での合格に入ってくることとなります。1次選考は書類審査でございまして、先ほど申しましたとおり色々なことを書いていただきますので、特に経歴であったり、応募の理由等で委員をおこなっていた

だくのに相応しい方なのか判断する、ここが30点でございます。2次選考は面接でして、応募の方全員に対して面接を行なう予定としておりまして、こちらでその方の資質等について色々ご質問をさせていただいて、こちらが70点という配分になっております。

次に裏面ですが、大きく2番目のスケジュールとして今日の農業委員会の総会で募集要項等の付議をさせていただきまして、その後12月広報啓発の準備を進めます。そして3月中旬の募集開始まで2か月強の期間、今回初めてですので十分な周知の期間を取って先ほど申したような記者発表や市政だよりや、地元への説明会等によって皆さんにできるだけ幅広く知っていただき、ご応募いただくように努めていく予定です。

そして3月中旬に募集が開始され、2週間経った4月初旬に、その中間時点で応募されている方のお名前等を公表していきます。

4月中旬に1か月経ちまして、応募を締め切り、この段階の応募状況をまた公表してまいります。

そして5月上旬頃に、第1回の選考委員会を開催いたしまして、経歴や志望動機等で判断をさせていただき、5月中旬に第2回選考委員会で面接を行い、6月中旬ごろまでには候補者を決定し、その下旬には6月末から行われるであろう第2回市議会の定例会に、農業委員の候補者は今回から、一人ずつの議案になりますので市議会での承認をいただくための議案を提出します。

最適化推進委員につきましては、農業委員会側で最終的に承認することとなりますので、農業委員会の総会に議案として23名の候補者議案を提出してお諮りするということとなります。

そして、現在の委員の任期が満了する7月19日の翌日の7月20日に新しい農業委員について、市長から任命を行なう、またその新しい農業委員が任命直後に第1回総会を開催し、農地利用最適化推進委員の委嘱を行なうこととなります。それ以降で、できるだけ速やかに、新しい農業委員、また最適化推進委員の研修若しくは市内の現状視察等を行なう予定となります。

続いて、右肩に大きく2と書いたものをご覧くださいませでしょうか。白紙で案として出来上がっておりますが、色紙などを使ってまいります。これのA3版を2つ折りにした中に応募書類を挟み込んだものを、ホームページからダウンロードする以外の方については、応募書類を区役所等に置いてまいります。これが一般の応募する方が見る形のもの案でございます。冒頭に書かれておりますように、農業委員会等に関する法律の改正により、新たに農地利用最適化推進委員を設けていく、そして公募することが定められたということで、その方々を募集するというのが冒頭に書かれております。そして募集人数は条例定数の23人、大きく2として担当区域は以前皆様にお諮りした23の担当していただく区域が、次の頁中段までまたがっておりますが、その下の任期というところで、千葉市農業委員会が委嘱する日、先ほど申しました、新しい農業委員が第1回総会を開いた日から3年間、農業委員につきましては任期の始まりが確定しております、7月19日の翌日の20日ですが、農地利用最適化推進委員は法律で、その新しい農業委員が第1回目総会を開催し、委嘱した日から終わりの時期が農業委員と同じ、ほぼ3年間で同じということになります。身分については農業委員と全く同等の特別職の非常勤職員でございます

す。国等から再三連絡等が来ておりますが、農地利用最適化推進委員が農業委員の下につく立場のイメージではありませんので、私どもも説明会や問い合わせを含めて、農業委員と全く同じ身分ですということ、これからも周知に努めてまいります。

次に5番目の職務内容ですが、農地等の利用の最適化の推進これは、農地の集積・集約化、また耕作放棄地の問題、それから新規就農、企業参入の部分について法律で定められたわけですが、主に現地活動という形、農業委員会の総会には基本は参加しませんが必要があれば総会に出席いただき、これから部会が無くなりますのですべて総会でいわゆる許認可のジャッジを含め、更に新しい農業振興の政策決定等を行なっていきますけれど、必要に応じて出席していただくことも出来ることとなっております。農地利用最適化推進委員について、全く横の連絡が無いと不便ですので、農地利用最適化推進委員の連絡会の様なものを隔月で開いていく予定となっております。

それから6番目が委員報酬で、これは報酬条例で定められております月額40,000円でございます。実際には農業委員の53,000円とほぼ同等の額で、農業委員会総会に出席しないという解釈で、この40,000円となっております。

それから7番目が推薦を受ける者又は応募する者の資格で、先ほど申しましたように熱意と識見を有した方としか法律では定められておりませんので、応募は年齢、市内在住を問わずできることになっております。ただ応募できない方というのは、破産手続きの関係と禁固刑の関係がそこに載っておりますが、そういう方々だけとなっております。

次の頁、3頁8番目で推薦及び応募に係る手続等ということで、(1)推薦及び応募様式ということになっています。今回の公募でどうゆうかたちで法律に定められているかということで、この3つのかたちでの応募になります。まず1つは、アの農業者等の個人が推薦する場合、どなたかを個人が推薦する場合で、次のイがそれを団体が推薦する場合、最後に3つ目のウが自分で応募する場合、このどれでも同じように選考されていくということです。ただ推薦する方の推薦文が付くとか付かないとか書類が違いますので、様式が挟み込んでありますがそれぞれ別のものになります。(3)様式の入手方法として、ホームページからダウンロードできることは当然ですが、実際印刷したものを窓口としての農政部農政課、それから農政センターそれから農業委員会事務局また各区役所と市民センターでも配布をいたします。

千葉市ホームページのところが中途半端になっておりますが、これは決まった段階で、印刷までには載せません。

9番目の推薦又は応募の重複についてでございますが、同じ方が複数の担当区域で応募することができます。推進委員として例えばAという区域で応募するが、Bという区域にも応募することができます。しかし合格しても、複数の区域の委員を兼ねることはできません。そして同じ方が推進委員と農業委員の双方に応募することができます。この場合も、どちらかの委員しかできません。

それから10番目、提出先ですが先ほど申しましたとおり最適化推進委員については、農業委員会に提出するかたちになっております。農業委員会の権限の部分ではない農業委員については農政課の方になります。

一番下の行、受付期間ですが3月中旬から4月中旬までの1か月間、郵送若しくは持参です、郵送の場合は消印有効ではなく必着で締切日までに到着したものが対象になります。このあたりが色々と問題になりますので詳しく書いております。最後の頁、4頁ですが持参される場合は市役所開庁日の午前8時30分から午後5時30分間に提出をしていただくことになっております。※がついておりますが、実際定数分が締め切りまでに集まらない場合には、延長することもございます。この場合は、当初発表していた受付期間の最終日以降にホームページにより申込期間を延長している旨を公表してまいります。

次に選考方法ですが、先ほど申しあげました選考委員会を設置して、提出された書類を基に選考を行います。それから書類審査を通過した方を対象に面接を行っていくということで、面接は平成29年5月中旬から下旬の平日の日中が、面接日になってまいりますので予定をしておいてくださいということです。実際には5月上旬に第1次選考を通った方への通知を行ないます。

次に13番の選考結果のお知らせですが、最終的な選考結果については、議会の承認をいただいた後、7月下旬に農業委員は決まるわけですので、推薦を受けた方、推薦をした方、応募した方、全員に郵送で通知をするとともに、郵便が届かない方はこちらにお問い合わせくださいとここに書いてあります。

そして最後14番ですが、先ほど申した推薦又は応募に関する情報の公表ということで、受かるか受からないにかかわらず応募した段階で応募した書類の内容は基本的に住所などの個人情報を除いてすべて公表されますので、ご了承のうえ申込みいただくことが書かれていま

す。ここも全て法律どおりです。

資料の4をご覧くださいませうでしょうか。こちらが千葉市農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱で、これは法律に沿ってこのような要綱を作って事務を進めてくださいと定められております。これ自体が見つらいですので、右肩大きな3番は4番を抜粋して要点を記したものですので、3番の方で説明をします。千葉市農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱（案）ということで、先ほど申しましたとおり法律の施行規則で定められ、作らないといけないとされているものです。この要綱というのは、こういう組立ですというのが、1の要綱の構成でこの要綱の目的、担当区域、委員数、募集手続きが第何条に書かれているかがこの1に書かれている部分です。そして具体的に要綱の主な内容が大きな2番で、まず第2条に担当区域、委員数ありますが、第2条でそれを定めておまして ア担当区域につきましては第1地区から第23地区までの23地区、それから推進委員については1担当区域に1人をお願いすると定められています。

続いて第3条～第6条ですが、(2)推薦、募集手続きで、先ほど申したように推薦・募集方法は3種類ありまして農業者等（個人）による推薦によるものと、法人又は団体による推薦によるものと、個人により応募されるもので、どの応募方法でもそれ自体での有利不利は全くございません。それから大きなイとして推薦・応募申込書への記載事項ということで、(ア)被推薦者・応募者に関することとして、先ほどお話しした①から⑤のその方についての履歴的なものであったり応募の理由であったり、農業委員にも応募しているのか。それから例えば千葉市の農業の課題とかで、これは決まっていますが、短いもの

ですが書いていただく形になります。それから（イ）推薦者に関する
こととして、同じようにここに書いていきます。推薦者とは推薦をす
る方のことで、被推薦者は推薦される方のことです。

（ウ）の添付書類のことですが、応募される方・推薦される方で、
当事者になる方の住民票を提出していただくことになります。

右側に移りまして第7条のほうで、推薦・応募状況の公表を定めて
おります。推薦・応募の期間として概ね1か月、それから先ほどお話
しましたとおり、応募状況を公表しますということ等をここに示し
ております。そしてそのカッコは（ア）（イ）の公表する部分だけ
ではなく、市として公表していくのはそこにプラス応募者が何人だっ
たかということ、農政課がやる農業委員については認定農業者が何人入
っているかを発表することになっております。

続いて（4）の選考委員会は第8条から第11条で書かれておりま
すが、選考委員会が被推薦者、応募者を選考し、候補者案を農業委員
会に報告していくということで、選考委員については内部委員による
構成ということで、選考方法については経歴等の審査及び面接で決め
ていくということです。

それから（5）の推進委員の選任ですが、第12条に定めておりま
して、選考委員会から候補者案の報告を受けた、農業委員会が推進委
員を決定するかたちになります。選考委員会は基本的に決定権がある
わけではなく、あくまでも選考委員会のいろいろな基準の中で選考し
た結果を農業委員会へ報告し、農業委員会が受け、それを農業委員会
が決定していくことになります。

そして（6）として推進委員の補充ということが、第13条に定め

ているものです。欠員が生じた場合については、再公募して補充をしていくということを定めております。

大きな3番その他として、公募期間は3月中旬からの1か月間、今後のスケジュールですが、先ほどと重複しますがここに書かれている形になります。

農業委員会が選んで決めていく最適化推進委員については、総会を隔月・例月開いて、若しくは臨時で開催して、皆様のご承認を頂いて決定をしていくことが、いつでもできますが、一緒に募集する農業委員については、法律で市長事務として議会の承認を得て、市長が任命することになりますので、市議会に人事議案として提出されます。

今申し上げているのは、推進委員がもしも募集でなかなか集まらなくても、その募集期間を少しずつ延長していくことで、集まりしだい選考委員会を急いでおこない、総会に諮っていくことができますが農業委員については、議会承認となりますので今回のケースで言えば先ほど申しましたように、もし中々集まらなくて募集期間が延長になりその結果6月の議会に諮ることができなくなった場合、国からの指導が出ておまして、集まっただけでの議案提出は現在できないとされています。定数が決まっているものですから、定数に満たないものの議案提出が出来ないのは一般的な解釈だと思います。従って少なくとも17名揃うまで、そして選考委員会で17名選ばれるまでは募集をすることになります。万が一それが現在の農業委員の任期を過ぎてしまう場合、国からもその旨の通知が出ておますとおり、6月議会に間に合わない場合は10月議会になります。それまでの間は農業委員不在のまま、市が農業委員会の事務を行なうことになっております。

現在までにこのようなケースになった市は無いようです。各市このあたりは緊張感を持って農業委員の募集に取り組んでいるようです。

説明は以上でございますが、最後に挟み込んだ申込書をご覧くださいませでしょうか。先ほど申しましたとおり個人で推薦する場合、団体で推薦する場合、本人が自分で応募する場合、それぞれ別の様式です。一番最後に個人による推薦の場合の記載例が載っております。こちらにあるように、氏名、住所、自宅と携帯の電話番号から始まって経歴を書いていただき、それから農業経営の状況について専業・兼業を書いていただき、耕作面積、主な作物等を書いていただく、これは応募条件ではありませんが、そういったことからその方の農業に対する知見等を判断させていただくことになっております。

また、先ほど申しましたように複数の区域に応募できるということで、希望する担当区域として第1希望と第2希望に第3地区とか第8地区と書いていただけるようになっております。これは推薦された方が出す紙ですので、推薦に応じた理由を書いていただき、その方がこれからこちらで作る課題テーマに対して、200字程度の作文の様なものを書いていただきます。

裏面をご覧くださいますと同じように、〇〇についてというものがあります、こちらについても課題を決めたものについて書いていただく形になります。

推薦については、ご本人以外の推薦する方がこれから下の部分になります。

私からの説明は以上でございます。

議長 それでは、ただ今の議案第1号について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

橋本委員、お願いします。

橋本委員 今を説明受けた中は、ほとんどが最適化推進委員の申込書になっておりますが、農業委員の申込書はこの書式と同じでいいのかの確認と、書式がインターネットに入っていた場合にダウンロードしてパソコンの中で記載してもよろしいのかです。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局長 先ほどお話しました様に、農業委員は市長事務ですのでここで議案としてお諮りすることは無いのですが、基本同じものです。インターネットからのダウンロードについては基本的に、ダウンロードして記載していただくことはかまわないです。

議長 他にございませんか。

中村委員、お願いします。

中村委員 最適化推進委員推薦申込書の法人・団体とは主に何を想定しているのかお聞かせいただきたい。聞き漏らしてしまったかもしれませんが、〇〇については募集する時にタイトルが決まっていて、それについて書くという理解でよろしいのかお聞かせ願いたい。

農業委員と推進委員の両方に応募できるということで、両方を応募

して両方とも受かることがあるのか、両方受けるのだから両方とも受かるけれど、希望がどっちということでその希望したものなるということなのか、先ほどの想定の話を知っていると農業委員の希望が多くて、そちらが先に進んで残りの分で推進委員を決める側になると十分予想出来ると思うのですが、そこがどうなるのかお聞かせ願いたい。

議長 事務局をお願いします。

朝生事務局長 法人・団体とは何かということで、法律どおりの文章ですがいわゆる農業関係の法人とか団体が中心とはなるかと思えます。法人とか団体の中には自治会のようなところも入るでしょうし、要するに個人ではなくて何らかの会とか会社とか、要するに個人ではない団体からの推薦になるということです。

〇〇については、試験問題になってしまいますのでここでは公表できませんが、説明の中でちょっと触れさせていただいた様に、市の農業に対して課題的なものとか、色々な抱負について書いていただくようになりますが、今日の時点では伏せさせていただいております。

両方応募した場合ですが、両方応募できるわけですので両方受かるかどうかということで、選考委員会も市の方とこちらでは別になります。同じようなメンバーで別の観点からやりますので別です。両方受かる候補的になる方が出ることはあると思えます。ただしその場合にどちらが第1希望ですかということで、両方応募するが農業委員会委員が第1希望なのか推進委員が第1希望なのか、ここで〇をしていただくことになっております。

補足ですが農業委員という言葉が実は法律上どこにも無い、ここに書いてあるように農業委員会委員というのが正式な名称なんですが、この農業委員会委員というのが農業委員のことになります。

議長 他にございませんか。
小林委員、お願いします。

小林委員 前回ですかね、農業委員は推薦とかは一切無いとお聞きしましたが、これを見ますと推進委員には団体とか個人の推薦の書くところがありますが、農業委員会委員の募集に対して推薦も有るのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局 法律の文章上、どちらの委員も推薦できることになっております。
私が申したのは、国会審議等を含めて国の解釈の中で農業委員について選挙ではなくなって市長選任になり、公平性を担保するというところで、市長から推薦依頼をどこかの団体に出すということはできません。団体側が自分たちでいいと思う方を推薦することはできるということで、市長とか農業委員会会長とか事務局長から直接特定の団体に推薦してくださいということができませんということで、ご理解をいただけたらと思います。

議長 他にございませんか。
橋本委員、お願いします。

橋本委員 この申込書の内容の中に個人とか団体とかありますが、団体の場合に自分が団体の長になっていた場合、仮に土地改良区の何とかとか農家組合の何とかとかになっている場合、自分を自分が推薦することは一般的ではないと思いますが、どの様にしたらいいのか教えていただければと思います。

議 長 事務局、お願いします。

朝生事務局長 理事長の方が出るとすれば、理事長が推薦するのではなく、理事長が所属する団体が推薦するということが一つ考えられます、あとご本人が直接自分で応募する場合でもよろしいと思います。そこには当然経歴として、この方がそういった団体で役職を務めていたと書けるわけで、個人として出るのであれば個人としての応募で推薦が無いと思います。

議 長 他にございませんか。
鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 農地利用最適化推進委員の仕事の内容が非常に解りづらい、熱意と識見を持ってと書いてありますが、これだけの区域を我々1人の推進委員でどの様に仕事をしていくのか、事務的なことも今までの農業委員会ですべてやっていたもので、審議をかけていたものが今度はそうはいかなくなるので、推進委員になるべきか農業委員になるべきかの

かの判断に非常に苦しむ。これだけの町村を知っている人も農家も解らないし、どこに農地が有るかもわからない。それで推進委員をやりなさいと言われても、熱意と識見を持ってやりなさいと言われても、どこの家に飛び込んで行っていいのか解らない、推進委員の仕事の分担が非常に解りずらいので、そのへんが解ったら教えてください。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局 幾つかの要素がありますので、ひとつづつご説明させていただきます。推進委員に農業者等の方が応募するにあたり、推進委員の仕事がどういう仕事かということについては、当然これから作っていくポスターやチラシ等を含めて、又、説明会でも十分説明をしてまいります。

例えばそこで、農地若しくは遊休農地部分での対応について、そこで出来るだけ解りやすく示させていただこうと思っております。

実際、推進委員を選ぶ側の判断としては、法律はたったこれしか決めておりません。国の説明会では農業委員については地域性という概念は無くなったと、逆に最適化推進委員は地域担当制で地域を決めて募集して決まった地域を責任を持っていただくことになっておりますので、例示としては例えば元農業委員会の職員であったとか、昔農業委員だったとか、国としては鈴木委員がご心配したとおり、地域の実情が解っている方でないと当然勤まらない仕事の前で、国はあえてこれを設けております。選考するに当たっては、今までのご経歴や、その方の農業に対する考え方を面接を含めて伺いながら決定していく形になります。

ただ、農業委員と推進委員の国の説明で、いったいどこが違うのかを一言でいうと、農業委員会の総会で会議に出て議決権を持っているかどうか、一番大きな違いということになっております。それ以外の部分では先ほど申しましたとおり、身分的には同等ですし上下関係ではない関係になってまいります。

議長 他にございませんか。

小林委員、お願いします。

小林委員 先ほどの質問の延長ですが、推進委員に立候補した場合ですね、各地区の実行組合とか自治会の推薦を受けましたという添付を付けてまして応募した場合、農業委員会としては、その地域の方ということで考慮されるのか全く考慮はしないのか。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局長 基本的には、先ほどから何度も申し上げているとおり、その方の経歴とか今までの実績とかを審査して決めていくことになると、ご理解をいただければと思います。

議長 他にございませんか。

中島委員、お願いします。

中島委員 応募資格の確認なんですが、(法定)となっておりますが、20歳以

上からOKになるのか、もし20歳以上であれば学生とかが考えられるが、それともう一つ外国人の取扱いは日本国籍を有するとか入っていないのでその辺の説明をお願いします。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局 局長 今、委員さんがおっしゃったとおり、法律にはこれしか書かれておりません。この解釈ですが、国に聞いた中で年齢制限はありません。今までは、農業委員会の法律上無かったがそれが20歳以上であったのは農業委員の法律で公職選挙法の適用で選ぶとなっていますので、結果として20歳となっています。

その選挙で選ばなくなりまして、ここに書かれている条件だけで、まず年齢制限は無い、市内市外とかの区別も無いと、後は選ぶ方で今ちょうどお話があったとおり、例えば中学生・高校生であったりは選考する側の判断で、決めていく部分になります。最初から除外ではありません。

外国人の規定もありません。

中島委員 こういう募集では、混乱するのではないかと思います。

ある程度、千葉市は20歳以上とか日本国籍を有するとかの規程を設けた方が、外国人が来て千葉市の農業を語られてもと思います。

ある程度、独自で決められないのか。

朝生事務局 今回の件以外もそうなんです、法律以上にすることはできない。

局長 あと、選考する際にどう考えるかは自由です。

中島委員 仮に小学生が応募してもOKですね。

朝生事務
局長 応募はできます。

議 長 他にございませんか。
小林委員、お願いします。

小林委員 今回のことで、定員に満たなかった場合、そういった人も合格すること
とありえますか、定員に満たなくてもそういう人は外しますか、教
えてください。

朝生事務
局長 一般的に市の中で、色々な選考が行われています。
その中での評価の方法ですが、例えば定員しか集まらないから全員
合格ということとは、一般的に行っておりません。

今回の法律に書かれておりますが、こちらが募集する水準を満たし
ている中での人数となりますので、例えば23人の推進委員にピッタ
リ23人しか来ないけれども、明らかにこの人が地域の中で農業を指
導的にやっていけるような、農業委員と同じ立場で担っていけるかど
うかを考慮した選考になりますので、ピッタリだから全員合格という
ことではありません。

議 長

他にございませんか。

野崎会長

区域割りが馴染まないという話が地元からありました。

区域割りの変更はできますか。

朝生事務

農業委員会として部会でもんだ後、総会で決定しましたので、この

局長

区域の変更は今回はできません。

議 長

他にございませんか。

長谷部委員、お願いします。

長谷部委

申込用紙の中に、法人・団体用として申込用紙があるんですが、推薦の申し込みとということで、仮に私が団体から推薦を受ける場合と個人で申し込みをする場合の2枚が出てくる可能性がありますか。

朝生事務

団体で推薦を受ける場合、その推薦を長谷部さんが了解して、その団体が出てくれといわれている中で、私としても是非こうやってやりたいと書いて出していただくかたちになりますので、どちらかですていただくことになります。

長谷部委

それはよくわかります。

員

私の知らないところで、本人の了解が無いところで突然出てくる可能性はないのか。

朝生事務局長 申込用紙には、推薦に応じた理由を100字程書いていただく欄がありますので、長谷部さんの了解なしに出していただくと無効になってしまいます。

長谷部委員 そのへんの問題は私なりに理解したつもりなのですが、皆さんの共通理解が得られるために質問させていただきました。

議長 他にございませんか。
竹下委員、お願いします。

竹下委員 複数の団体から、もし推薦を受けた場合に団体ごとに申込書を出すようになるのでしょうか。

朝生事務局長 基本的には、1つの団体というかたちになります。ほかの団体からの推薦文みたいなものがあれば、本来の提出書類ではありませんが添付していただければそれが考慮の一つになるかもしれませんが、基本的には、この書式に沿って一つのところから出していただく。

またご本人にも、その団体の推薦に応じた理由も書いていただくことになります。

議長 他にございませんか。
小林委員、お願いします。

小林委員 この最適化推進委員に応募した場合、申込書の最後に推薦を受ける

者を農業委員会委員にも推薦するか否かと書かれていますが、これで最適化の方に応募して農業委員になれるということはあるのでしょうか。応募していなければいけないのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

朝生事務局長 農業委員にも推進委員にも、それぞれ別に応募いただいている場合で、どちらの方は第一希望ですかということです。

例えば農業委員に応募していて、推進委員にまわるということはないです。逆も無いです。

議長 他にございませんか。

議長 意見・質問なし

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号についてお諮りいたします。議案第1号を可決することに、異議ございませんか。

議長 異議なし

議長 異議ございませんので、議案第1号は可決いたしました。

なお本議案の資料は、回収いたしますので総会終了後に机の上に残しておいてください。

次に、その他の農業者と農業委員の対話会についてですが、事務局より説明をお願いします。

岡本次長

農業者と農業委員の対話会についてお知らせします。

資料が無く、口頭で説明させていただきます。

今年度は年明けの1月24日 火曜日 午後1時30分から場所は千葉市農政センター内千葉地域農林業センター会議室において、農業者と農業委員の対話会を開催する予定で今準備を進めております。

今回のテーマですが、仮称ですが「連携すればこんなに強くなれる」ということをテーマに、農業者と農業委員の対話会を開催したいと思います。

対話会につきましては、2部構成としておりまして第1部では講演会形式、講師については現在調整中ですが、テーマの「連携すればこんなに強くなれる」にちなみまして、千葉県を中心に多くの生産者の方を組織し、様々な販売経路の拡大に挑まれていて、本市においても農業法人の経営にも参画している農業経営者の方に、ご講演いただくことを考えております。第2部では意見交換の場としまして、委員の皆様と参加の農業者の方、又講師の方を交えましてテーマを中心に意見交換を行います。農業者連携の本市における可能性、行政のかかわり方等にご意見をいただければと考えております。

そして開会は午後1時30分、閉会は午後4時ごろを予定しております。

そして当日頂きました意見は、年度内に提出します農業委員会の意

見書に反映するようにはしていきたいと思えます。

この開催の委員の皆様へ正式なご案内は、来月中旬に郵送する予定でございます。又、一部の農業者の方にも郵送を行ないます。その他この開催についての案内は、来月中旬に発行します農業委員会だより、農業委員会のホームページ等で紹介いたします。

意見書については、相談させていただいた上で検討させていただきます。

この対話会につきまして、お一人でも多くの方に農業者の方にご参加いただきたいと思えますので、委員の皆様におかれましては担当の地域で活躍されている農業者の方々をお誘いのうえご参加をいただきたくお願いをいたします。

農業者と農業委員の対話会については以上でございます。

議 長

それでは、本件について、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

橋本委員、お願いします。

橋本委員

この1月24日の農政センターでの対話会ですが、人農地プラン等の農政センターの会議に出る機会が多くあるんですが、その場合に出てくる方は新規就農者の方と認定農業者の方だけがほとんどです。こういう中で、先ほど局長からお話でしたが、千葉市の課題としては遊休農地・耕作放棄地等の問題があるんですが、今回農業委員として土地利用状況調査を行ったところ、ほとんどの遊休農地とか耕作放棄地になっているところは、兼業農家が抱えているのではないかと

と思います。農業に関する課題も相当持っているのではないかと思います。先ほど色々な方法で募集すると言いましたが、通常のパターンの新規就農者とか認定農業者だけではなく、兼業農家で今困っていることがあれば、是非この対話会に出てきていただきたいという、募集も入れていただければという要望です。

議長 事務局、お願いします

岡本次長 ご意見ありがとうございます。

先ほど最後のところで申し上げましたけれども、今回は委員さん方が1人2人でも結構ですので、農業者の方をお誘いのうえ、ご参加いただきたいと考えております。それからポスター・チラシ等におきまして啓発を行うほか、これまで送っていなかった対象を含めまして郵送等で案内を今回行なう予定でございます。

議長 他にございませんか。

意見・質問なし

ご意見、ご質問がないようですので、事務局からの説明のとおりとします。

本日の議事日程は以上でございます。

皆様のご協力により、すべての日程の審議を終了することができまし

た。

心より感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年度第4回総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時20分)